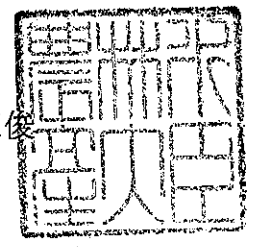




19消安第14242号
平成20年3月25日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



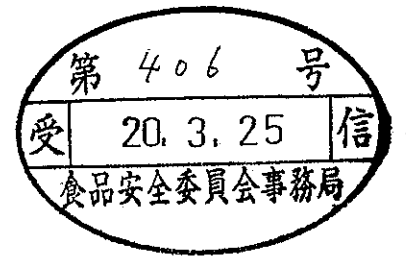
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき、次に掲げる物を飼料添加物として指定し、同法第3条第1項の規定に基づき、この飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

タウリン



タウリンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

養魚用飼料の主原料である魚粉は、水産資源の激減、中国の魚粉需要の拡大から枯渇している状況にある。このため、飼料業界においては、魚粉の代替たん白源として、濃縮大豆たん白などの植物由来の飼料原料の利用を進めているが、魚にとって必須の栄養成分であるタウリンの飼料中の含量が不足するため、養魚の十分な生育が得られず実用化に至っていない。

このため、タウリンを飼料添加物として新規に指定することを要望する業者より、飼料添加物の用途の一つである「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の効果が認められたとして資料が提出された。

平成20年2月20日、農業資材審議会飼料分科会安全性部会の飼料添加物効果安全性委員会において、当該物質については、飼料添加物としての安全性及び有効性が認められるとの審議結果を得たところである。

2. 指定等の概要

タウリンを「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」の用途の飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の基準及び成分規格を設定する。

3. 今後の方針

食品安全委員会から、当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、告示及び省令の改正の手続を進める。